

金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う
株式等の振替に関する業務規程等の一部改正について

平成 26 年 11 月 26 日
株式会社証券保管振替機構

1. 改正趣旨

金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 45 号）により、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和 26 年法律第 198 号。以下「投信法」という。）及び社債、株式等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号。以下「振替法」という。）が改正された。投資法人の資金調達・資本政策手段の多様化の観点からは、新投資口予約権が創設されるとともに、自己投資口の消却が可能となった。また、投資信託に係る運営の効率性向上の観点からは、投資信託の併合に係る手続の見直しが行われ、投資信託の併合に関する振替口座簿の記載又は記録手続に係る規定が整備され、いずれも平成 26 年 12 月 1 日から施行されることとなった。

上記に伴い、「株式等の振替に関する業務規程」（以下「規程」という。）、「株式等の振替に関する業務規程施行規則」（以下「規則」という。）、及び「株式等振替制度に係る手数料に関する規則」（以下「手数料規則」という。）の一部について所要の改正を行うとともに、文言の修正等の所要の改正を行う。

2. 改正概要

（1）新投資口予約権の創設に係る株式等振替制度における取扱い

株式等振替制度において、新投資口予約権の取扱いを可能とするよう所要の改正を行う。

改正内容については、投信法及び振替法において、新投資口予約権に係る規定は、新株予約権に係る規定を準用する形式で規定されていることを踏まえ、規程、規則に係る改正についても基本的に新株予約権に係る取扱いを準用するものとする。ただし、新投資口予約権では発生しない以下の取扱いについては準用の対象外とする。

- a 公募及び第三者割当てによる非上場新株予約権に係る取扱い
- b 外国人保有制限銘柄に係る取扱い
- c 種類株式に係る取扱い
- d 取得対価としての振替株式等の交付及び合併等における承継の取扱い

（規程第 2 条、第 6 条、第 8 条、第 21 条、第 25 条、第 33 条、第 35 条、第 6 章の 2、規則第 2 条、第 3 条、第 5 条、第 14 条、第 18 条、第 27 条、第 28 条、第 5 章の 2、第 358 条、別表 1、別表 3、手数料規則別表）

(2) 自己投資口の消却手続の整備

株式等振替制度において、自己投資口の消却に関する手続を整備するための所要の改正を行う。

改正内容については、振替法において、自己投資口の消却に係る規定は、振替株式の消却に係る規定を準用していることを踏まえ、規程、規則においても振替株式の消却に係る取扱いを準用するものとする。

(規程第 25 条、第 271 条、規則第 351 条、別表 1、別表 3、手数料規則別表)

(3) 投資信託の併合に係る整備

株式等振替制度において、振替投資信託受益権に係る投資信託の併合に関する振替口座簿の記載又は記録手続を整備するための所要の改正を行う。

改正内容については、以下のとおりとする。

- a 信託の併合に係る各信託の受益権が株式等振替業において取り扱う振替投資信託受益権である場合において、発行者が信託の併合に際して株式等振替業において取り扱う振替投資信託受益権を交付しようとするとき

吸収合併（消滅会社の株式が振替株式で、存続会社が当該合併に際し振替株式を交付する場合）の手続（新株式数申告を含む。）に準じるものとする。

- b 信託の併合により消滅すべき受益権（無記名受益権を除く。）が株式等振替業において取り扱う振替投資信託受益権でない場合において、発行者が信託の併合に際して株式等振替業において取り扱う振替投資信託受益権を交付しようとするとき

口座通知の取次ぎを伴う振替株式の新規記録に準じるものとする。

- c 信託の併合により消滅すべき受益権（無記名受益権に限る。）が株式等振替業において取り扱う振替投資信託受益権でない場合において、発行者が信託の併合に際して株式等振替業において取り扱う振替投資信託受益権を交付しようとするとき

信託が設定される場合の振替投資信託受益権の新規記録に準じるものとする。

- d 信託の併合により消滅すべき受益権が株式等振替業において取り扱う振替投資信託受益権である場合において、発行者が信託の併合に際して振替投資信託受益権でない受益権を交付しようとするとき

振替株式の全部抹消に係る手続に準じるものとする。ただし、消滅する振替投資信託受益権の受益者に無記名式受益証券を交付する必要から、投資信託の併合がその効力を生じる日の前日を受益者確定日とする総受益者通知を行うこととする。

(規程第 13 条、第 21 条、第 25 条、第 274 条の 2、第 274 条の 3、第 276 条の 2、第 276 条の 3、第 277 条の 12 の 2、第 8 章第 4 節の 4、第 283 条、第 283 条の 6、285 条、規則第 3 条、第 354 条、第 354 条の 2、第 355 条、第 355 条の 10 の 2、第 355 条の 10 の 3、第 7 章第 6 節、第 356 条の 2、第 356 条の 3、別表 1、別表 3、手数料規則別表)

(4) その他

- a 株式等振替制度における特例投資信託受益権に係る振替受入簿の記録に係る整備
特例投資信託受益権に係る株式等振替制度への移行業務について、本年3月31日をもって業務委託を終了し、当機構が直接実施することとなったことを受け、信託の計算期間終了日等における特例投資信託受益権の振替受入簿の記録を制限しない旨を明確化するための所要の改正を行う。

(規則附則第26条)

- b その他

規程等の一部について文言の修正を行う。

(規程第21条、第25条、第34条、第56条、第185条、第233条、第263条、第265条、第269条、第275条、第276条、第285条の22、第285条の23、第285条の27、第285条の29、附則第21条、規則第11条、第16条、第34条、第35条、第52条、第245条、第339条、第341条、第350条、第352条、第353条、第357条の18、第357条の37、第357条の39、第357条の40、第357条の42、第357条の43、第357条の45、第357条の47、附則第22条)

3. 施行日

平成26年12月1日から施行する。

以 上